なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

8）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工、発注者指定型）である。

9）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ作業土工（床掘工）、ＩＣＴ擁壁工、ＩＣＴ基礎工、ＩＣＴ構造物工（橋梁上部）、ＩＣＴ構造物工（橋脚・橋台）、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

11）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

12）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

13）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

14）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。

15）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

16）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

17）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

18）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

19）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

20）本工事は、「令和８年度　能登半島地震の被災地（石川県）で適用する施工パッケージ型積算方式　標準単価表」および「能登半島地震の被災地で適用する土木工事標準歩掛」を用いた積算方式の試行対象工事である。

21）本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とＰＲに関する工夫」を求める対象工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑯の要件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年10月14日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長から「Ｒ８－10　249号深見橋・深見新橋その２工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格を受けているもの（以下「特定ＪＶ」という。）、次の⑴から⑯の要件を満たしている者により構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年10月14日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長から「Ｒ８－10　249号深見橋・深見新橋その２工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格を受けているもの（以下「地域ＪＶ」という。）、次の⑴から⑯の要件を満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　地域ＪＶ（登録申請中含む。）にあっては、構成員について、１社以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

⑸　平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記１）～３）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶにあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。地域ＪＶ及び経常ＪＶにあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

３）架設工法がトラッククレーン工法及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーンを含む）以外の工法であること。

ただし、上記１）～３）は同一工事であること。

⑹　建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興ＪＶ」という。）及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。

⑺　同一の企業が、単体、特定ＪＶ、地域ＪＶ及び経常ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成23年度以降に、元請として完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、復興ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、特定ＪＶ、地域ＪＶ及び経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）本工事は、工事契約後、配置予定の主任技術者又は監理技術者を専任指導者として配置することができる試行工事であり、専